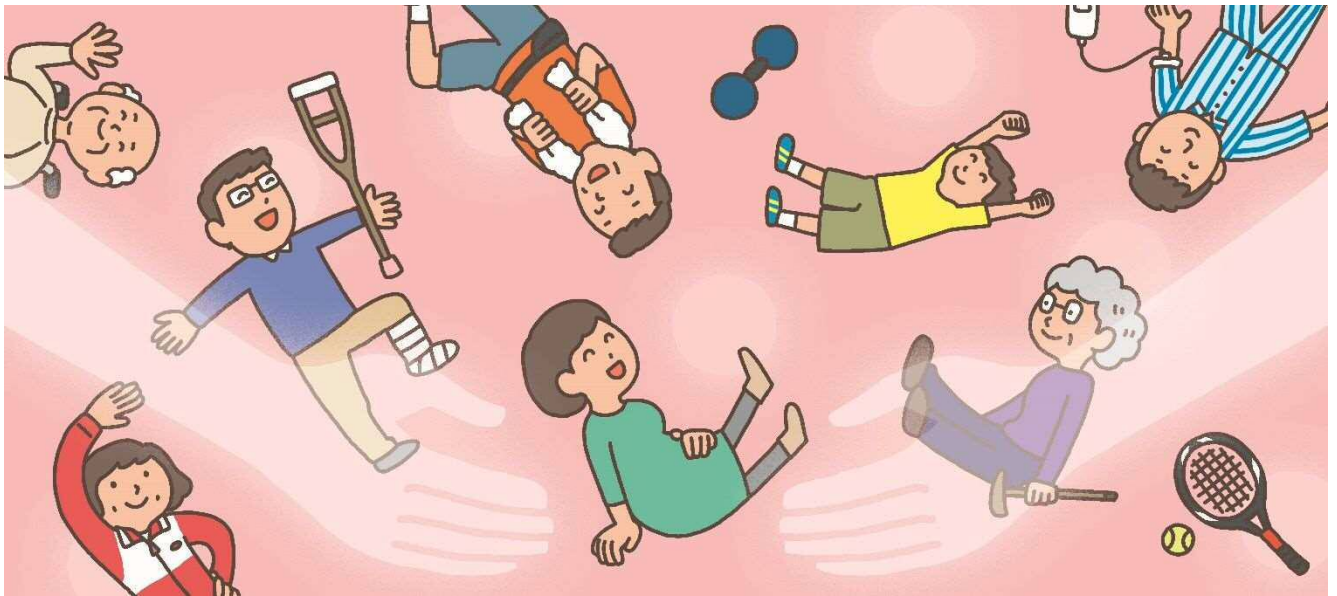




第3章

すべての人が健康で安心して暮らせる 支え合うまち

健康福祉分野

安心して出産・子育てができる環境整備

- 3-1-1 子どもを安心して産み育てることができる環境づくり
- 3-1-2 子どもを守る体制づくり

心と体の健康づくり

- 3-2-1 自ら健康管理ができる環境づくり

地域が一体となった介護体制の整備

- 3-3-1 住み慣れた地域で自立した生活ができる環境づくり

だれもが社会参加できる環境整備

- 3-4-1 だれでも安心して過ごすことのできる生活環境整備
- 3-4-2 生活困窮からの脱却へ向けた体制づくり

信頼される医療体制の確立

- 3-5-1 広域での診療体制づくり
- 3-5-2 地域医療の確保と連携強化による医療体制づくり
- 3-5-3 子どもからお年寄りまで安心できる病院体制

生涯スポーツの推進

- 3-6-1 生涯を通じた体づくり

政策：安心して出産・子育てができる環境整備

施策 3-1-1

子どもを安心して産み育てることができる環境づくり

《 施策の方針 》

妊娠から出産、子育てまで、切れ目のない支援を提供することにより、子どもたちの健やかな未来を守ります。子育てに対する不安を解消し、保護者のニーズに対応した支援を行う環境を整備します。

《 現状と課題 》

現 状

- ・ 家庭訪問や乳幼児健康診査を実施し、親の子育てや健康への不安を解消する取り組みを実施してきました。しかし、少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化により、孤立する親子が増加しており、親の育児不安やストレスにつながっています。
- ・ 地域のなかに出産できる医療機関もなく、不安を抱える親も増加しています。
- ・ 本市ではこれまでに子ども医療費助成対象の拡大、出産奨励金や体操服購入の助成など独自の経済的支援を実施し、放課後児童クラブや地域子育て支援センターを充実させ、さまざまなサービスを提供しています。

課 題

- ・ 出産できる医療機関やその他の関係職種と連携し、安心して出産でき、子どもと母親の健康を支える体制の整備が必要です。
- ・ 地域における子どもの健やかな成長には、公的支援の充実とともに、それを補完する地域での助け合い、支え合いといった地域ぐるみの子育て支援が必要です。



《 施策の柱・目標 》

1. 健全な出産・育児を支える体制の整備

- ・ 子どもや母親の健康を守り、安心して出産・育児にのぞめるよう、妊婦健康診査費用の助成、子ども医療費の助成などの経済的支援の他、乳幼児健康診査を行います。
- ・ 子どもの健やかな成長発達を支え、親が不安なく育児に取り組めるよう、新生児家庭訪問や乳幼児健康相談などを実施し、妊娠初期から就学するまで一貫した保健指導ができる体制を整備します。

2. 地域で安心して子育てができる環境の整備

- ・ 地域での子育て活動を充実させるため、自主的な子育て活動を促進し、子育てサークルの支援を行います。
- ・ 市民が自ら地域参加をするために必要な子育て情報の周知を図ります。

3. 子育て相談・情報提供、親子交流機会の充実

- ・ 育児への悩みを解消するため、相談事業の充実や関係機関との連携を図り、育児支援体制を整えます。
- ・ ホームページや子育て支援ガイドなどを充実させ、積極的に情報提供を行います。

目標項目		現状 (H26)	目標 (H32)	目標 (H37)
1	育児満足度（1.6歳、3歳）	87.3 %	90.0 %	100 %
2	子育て支援センター延べ利用者数	20,516 人/年	20,000 人/年	20,000 人/年
3	家庭児童相談員の認知度	42 %	60 %	100 %

目標3 「御前崎市子ども・子育て支援事業計画」から。現状は乳児を持つ家庭 38%、小学生を持つ家庭 47.5%。

《 関連する計画 》

御前崎市子ども・子育て支援事業計画、御前崎市健康増進計画 21、御前崎市地域福祉計画

政策：安心して出産・子育てができる環境整備

施策 3-1-2

子どもを守る体制づくり

《 施策の方針 》

妊娠前からの子育て支援サービスの充実や子育てに必要な知識や情報を提供することで、子どもの発達に関する悩みや強い育児不安の軽減を図ります。
また、子どもを取り巻くすべての市民が子育てについて前向きに考え、子育てに喜びを感じるための環境整備を目指します。

《 現状と課題 》

現 状

- ・ 将来、親になる子どもたちに、命の大切さを伝えるため、自分や相手を大切にする教育を現場と連携しながら行うとともに、親として必要な知識を学ぶ機会も提供してきましたが、正しく理解されていないこともあります。
- ・ 子育てに不安を持つ保護者や発達に課題を抱え、支援を必要とする幼児が増加しています。
- ・ 感染症予防のための定期予防接種については接種費用の助成を行い、接種しやすい体制づくりをしてきました。しかし、予防接種の複雑化や、定期予防接種の追加などにより、適正な時期に予防接種を受けることができない人や、予防接種の必要性を理解できず、未接種となる人がいます。
- ・ 子育ての相談は、個別に相談者が国保健康課・こども未来課・保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校とそれぞれの部署に相談をかけるため、要保護児童等対策地域協議会などで情報を共有し連携を行っています。
- ・ 核家族化や若年結婚、地域との疎遠化などにより、子育てに対しての不安感、負担感、孤立感を感じる母親や育児に無関心な父親の増加により、子どもへの虐待行為に及んだり、育児放棄となるケースが増えています。

課題

- ・ 思春期に性を正しく理解し、安定した家庭を築けるように関係機関と連携しながら支援をしていく必要があります。
- ・ 予防接種未接種による疾病の重症化を防ぐ必要があります。
- ・ 発達の問題だけでなく、精神的な問題や育児への強い不安を抱えている保護者も増えており、切れ目のない支援が必要です。
- ・ 相談者が抱える問題が時間の経過とともに拡大してから表面化するものが多く、出産期からの一貫した相談体制・見守り体制のなかで、保護者の抱える子育てに対する不安・悩みを早期解消に導く支援が求められています。

《 施策の柱・目標 》

1. 命を守るための健康教育の充実と予防接種の推奨

- ・ 命の大切さ、自分や他者を思いやる心を育むため、関係機関と連携を図りながら、年齢に合わせた教育を実施します。
- ・ 子育てに前向きに取り組めるよう、子育て支援教室の充実を目指します。
- ・ 被接種者の疾病を予防するとともに、家族や周りの人、将来生まれる子どもの健康を維持するため、予防接種が受けやすい体制整備と情報提供を行います。

2. 療育事業の充実と専門的人材育成の推進

- ・ 支援が必要な幼児に対して適切な早期療育事業を進めるとともに、療育教室を提供するスタッフの確保・育成に努め、充実した療育教室を目指します。

3. 児童虐待防止対策の推進

- ・ 虐待の未然防止を図るため、相談機関の情報の発信や関係機関とのさらなる連携に努めます。
- ・ 虐待に関する個別ケースへの対応や支援の検討、情報交換などを行い、子どもを虐待から守るよう努めます。

目 標 項 目		現 状 (H26)	目 標 (H32)	目 標 (H37)
1	予防接種の接種率	83.2 %	85.0 %	90.0 %
2	療育教室の参加率	—	95.0 %	100 %
3	虐待予防関係機関連絡会議	毎月 1 回	毎月 1 回	毎月 1 回

目標 2 対象児が、教室参加予定回数のうち実際に参加した回数の割合。

目標 3 関係機関が参加する児童相談連絡会を毎月開催し、虐待や育児放棄など児童に関わる問題について情報共有や意見交換を行っている。

《 関連する計画 》

御前崎市子ども・子育て支援事業計画、御前崎市健康増進計画 21、
御前崎市地域福祉計画

政策：心と体の健康づくり

施策 3-2-1

自ら健康管理ができる環境づくり

《 施策の方針 》

市民が健やかな暮らしを支える社会環境を構築することにより、健康格差（※1）の縮小を実現します。

※1 健康格差：地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差。

《 現状と課題 》

現 状	- 市民の生活習慣病の予防、健康づくりのために健診を実施しています。さらに特定健診とがん検診では実施主体が異なるにもかかわらず受診率向上のため、同時受診ができるよう便宜を図っています。しかし、がん検診の受診方法も複雑で市民に理解されにくい状況にあり、受診率の向上には、さらなる努力が必要です。 - 平成 25 年度の医療費も増加傾向にあり、健診を受けることで生活習慣病予防につながることや健康づくりへの取り組みのスタートになるといった健康教育の機会が十分ではありません。
課 題	- 市民一人一人が自ら健康づくりに取り組むための情報を取得し、健康づくりを地域や仲間で推進できる環境を整備する必要があります。 - 個人の定期的な受診行動が病気の早期発見・早期治療の第一歩であることを周知することが重要になります。 - 地区によっては健診委託機関の受け入れ態勢が異なり複雑になっています。市民に利用しやすい健診体制の整備が必要となります。

《 施策の柱・目標 》

1. 健診体制の整備

- ・ 複雑な受診方法を解消し受診者の利便性を図ることで、受けやすい健診体制をつくり、定期的な健診受診の推進を図ります。

2. 地域社会が個人の健康を支え、守る環境づくり

- ・ 個人の健康は、家庭、学校、地域、職場などの環境の影響を受けやすいため、社会全体として健康づくりの支援ができるような環境を整備します。

3. 市民自ら主体的に取り組む健康づくりの推進

- ・ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔（こうくう）の健康などの生活習慣の正しい知識の普及と自ら行動できるきっかけを作ります。

目標項目		現状 (H26)	目標 (H32)	目標 (H37)
1	健診、検診の受診率	特定健康診査 45.1 % がん検診 21.6 %	60.0 % 40.0 %	— 50.0 %
2	健康教育の実施回数	健康教育の実施 74 回	80 回	85 回
3	特定健診有所見者率	血圧 24.5 % 糖 8.8 % 脂質 29.8 %	23.2 % 8.3 % 28.3 %	22.0 % 7.9 % 26.8 %

目標 1 がん検診の受診率は、各検診対象者の総数に対する各検診の受診者数の割合。ただし対象者から職場や医療での受診のあるものを除く。（地域保健事業報告に準じる）

目標 3 特定健診有所見者とは、特定健診受診者に対する次の割合。 血圧：Ⅰ度以上（ $140 \leq$ 収縮期血圧または $90 \leq$ 拡張期血圧）、糖：HbA1c（NGSP）値 6.5 以上、脂質：LDL コレステロール 140 以上。

《 関連する計画 》

御前崎市健康増進計画 21、特定健康診査等実施計画、データヘルス計画

政策：地域が一体となった介護体制の整備

施策 3-3-1

住み慣れた地域で自立した生活ができる環境づくり

《 施策の方針 》

高齢者が自らの健康維持や介護予防に努めるよう啓発を行い、地域やボランティアによる見守りや支援を行う体制の充実を図ります。

また、介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができる地域づくりに、市民と協働で取り組みます。

《 現状と課題 》

現 状	・ 高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、自立した生活を送ることができるよう、第7次高齢者福祉計画に基づき、健康づくり、生きがいづくり、介護予防などの事業を推進してきました。 ・ 地域における認知症高齢者の支援体制の整備を図るため、認知症に対する正しい理解や地域での見守りの必要性などについて普及啓発活動に取り組んでいます。 ・ 介護サービスの提供体制については、第6期介護保険事業計画に基づき、状態の維持・改善または重度化の防止を目的として、適正な給付が行われるよう事業所の実地指導やケアプランチェックに取り組んでいます。
課 題	・ 高齢者のための各種事業の継続や効果的な推進を図るためには、身近な地域における支え合いの基盤づくりを進めるとともに、マンパワー確保のために市民ボランティアなどの人材育成が必要です。 ・ 市ではこのような取り組みを行う団体や組織をバックアップする体制を構築する必要があります。 ・ 介護保険の健全かつ適正な運営を図るためには、適正利用・適正給付を推進する必要があるため、被保険者への普及啓発や介護サービス提供事業所への定期的な実地指導に取り組む必要があります。

《 施策の柱・目標 》

1. 支え合いの地域づくりの推進

- ・ 支え合いによる地域づくりを推進するため、地域において生活支援・介護予防サービスを提供するボランティアなどの人材・組織の発掘、育成を行います。

2. 地域を支える体制づくりの整備

- ・ 地域で生活支援・介護予防サービスを提供する団体や組織をバックアップする体制の構築を図り、支え合いの地域づくりを推進します。

3. 介護保険の健全かつ適正な運営の推進

- ・ 介護給付を必要とする人を適切に認定し、本人の自立を促しながら、事業者から過不足のないサービスが適切に提供されるよう、介護保険の適正利用・適正給付を推進します。

目標項目		現状 (H26)	目標 (H32)	目標 (H37)
1	支え合い地域づくり組織数	0 組織	2 組織	8 組織
2	受給者1人当たりの介護費県内順位	35 位	30 位	25 位
3	要介護（要支援）認定者の平均年齢	84.6 歳	85.6 歳	86.6 歳

目標2 介護サービスを利用する費用が低いほど上位（静岡県内35市町における順位）。

目標3 健康寿命を延ばし、介護認定をできるだけ先送りする。

《 関連する計画 》

御前崎市介護保険事業計画

御前崎市高齢者福祉計画

御前崎市地域福祉計画



政策：だれもが社会参加できる環境整備

施策 3-4-1

だれでも安心して過ごすことのできる生活環境整備

《 施策の方針 》

障がいのある人が、地域で安心して生活を送るために、地域に住む一人一人に対して障がいの特性理解を促進し、地域のなかでお互いに支え合う相談支援環境の整備を進めていきます。また、障がいのある人の障がい特性にあった日中活動の場や居住環境などの生活支援確保の推進を図ります。

《 現状と課題 》

現 状	・ 障害者総合支援法に基づく福祉サービスへのニーズが増しているなか、必要としている福祉サービスを十分に受けられていない人がいるのが現状です。 ・ 地域のなかには、障がいの特性を十分理解されていない人もいて、障がいのある人に対する偏見や差別、虐待を受けているケースもあります。
課 題	・ 障がいのある人が社会参加しやすい環境にするためには、地域に住む一人一人が障がいに対する理解を深めることが必要です。 ・ 障がいの有無にかかわらず共に参加・活動できるよう、地域全体で社会参加の機会をつくる必要があります。 ・ 障がいのある人の就労環境に必要なものは、コミュニケーションの問題など周囲が障がいの特性を理解することです。事業主に障がい特性の理解を求め、就労の場を確保することが大切です。 ・ 就職後も職場に定着できるための支援や、離職しても再訓練できる場を確保することが必要です。 ・ 障がい福祉サービスなどを必要としている人が、必要な支援を受けることができるよう福祉事業所の充実を図る必要があります。 ・ 多くの人が福祉サービスを受けられるように、家族や地域の介助を受けながら、適切なサービス量で自立した生活を送れることが重要です。

- ・ 障がいのある人の人権や財産を守るために、成年後見人制度の活用や使用者などによる虐待の防止対策を推進することが必要です。

《 施策の柱・目標 》

1. 障がいのある人、ない人が共に参加できる機会の拡充

- ・ 市民一人一人に対して、障がいの特性理解を促進し、障害者総合支援法などの法に基づくサービス以外にも住民間のネットワークの構築やボランティアなどによるサービスの体制づくりを推進します。

2. 障がいのある人への雇用の促進支援

- ・ 公共職業安定所などと連携し、事業主に障がい特性の理解を進め、障がいのある人の雇用の促進します。
- ・ 障害者就業生活支援センターや地域若者サポートステーションなどと連携して、障がいのある人の就業の定着を進めていきます。

3. その人に合った福祉サービスの確保

- ・ 障がいのある人が必要な支援を受けられるよう、居宅介護や生活介護のサービス事業所の支援を推進していきます。
- ・ 障がいのある人を身近で支える家族に対して、研修や講演会などの機会を増やし支援の充実を図ります。
- ・ 障害者総合支援法などでは行き届かない支援の把握に努め、医療費補助などその人にあった支援を推進します。

4. 権利擁護の推進

- ・ 障がいのある人の人権や財産を守るため、成年後見人制度の利用を推進し、市民後見人の養成や法人後見の必要性についても検討していきます。
- ・ 障がいのある人の権利や尊厳が脅かされることを防ぐため、啓発活動を推進することで虐待防止の充実に努めます。

目標項目		現状 (H26)	目標 (H32)	目標 (H37)
1	人材育成、支援ネットワーク事業	3件	6件	10件
2	就労支援関係機関との連携	2回	4回	8回
3	研修会・講演会の開催回数	2回	4回	6回
4	啓発広報事業件数	1件	2件	3件

目標1 手話奉仕員養成講座（市）、ボランティア養成（社協）、ボランティア連絡会（社協）を行っているが、市社会福祉協議会との連携により、障がい者ニーズを把握することで要約筆記や関連団体との連絡会や地域支援者の養成などを増やしていく。

目標2 障害者就業・生活支援センター連絡会を開催しているが、今後は、ハローワークなどと連携協議する場を確保していく。

目標3 障がい者家族の支援としての家族教室と自立生活に向けた講演会（こころの支援）を開催。今後は、家族や地域方が支援者としてスキルアップできる勉強会や研修会を増やしていく。

目標4 ホームページやチラシなどの広報活動を行っているが、今後は、広報啓発活動の充実とともに、法人後見・市民後見など支援者の養成機会を増やしていく。

《 関連する計画 》

東遠地域広域障害者計画、東遠地域広域障害福祉計画、御前崎市地域福祉計画



政策：だれもが社会参加できる環境整備

施策 3-4-2

生活困窮からの脱却へ向けた体制づくり

《 施策の方針 》

生活困窮者からの相談に対し相談体制を強化することで、生活保護に至らずに自立できる体制づくりに取り組みます。また、生活困窮者自立支援制度を周知し相談窓口へ導ける環境づくりに取り組みます。

《 現状と課題 》

現 状

- ・ 生活困窮者自立相談支援員兼就労支援員を配置し、生活保護受給者の保護脱却に向け取り組んできました。
- ・ 生活保護に至る前の相談窓口を設置し自立へ向け支援を行っています。
- ・ 就労支援員による支援により就労に結びついたケースを増やすことができています。

課 題

- ・ 相談に訪れる人は、複合的で深刻な問題を抱えたケースが多いため、生活困窮者を早期の段階で把握し、相談できる環境の整備が必要です。
- ・ 生活困窮者自立相談支援員や就労支援員については専門的知識を有する人材が必要であり、相談窓口を充実させるため人材の育成や適正な支援員の雇用が必要となります。
- ・ 生活困窮者が生活保護に至る前の支援の強化が求められており、就労支援を充実するため社会福祉協議会などの関係団体との連携が必要とされています。

《 施策の柱・目標 》

1. 早期に把握するためのネットワークの整備

- ・ 民生委員協議会などの関係機関へ働き掛けることにより、相談者をスムーズに相談窓口へ案内できるよう努めます。
- ・ 民生児童委員との連携を図り、生活困窮者を早期に把握できるよう努めます。

2. 相談窓口の充実

- ・ 相談を幅広く受け止めるため、福祉、介護、年金などの制度に精通した人材を育成し、相談窓口の充実を図ります。

3. 就労支援の充実

- ・ 就労支援員においては各種研修に参加することにより、就労支援のスキルアップを図ります。
- ・ 就労支援員は、履歴書の作成指導、ニーズに応じた職業紹介、個別求人開拓、面接対応、就労後のフォローアップなどを実施するため、ハローワーク退職者など専門的知識を有する支援員の雇用に努めます。
- ・ 相談者のなかには就労に向けての訓練が必要な場合もあるため、社会福祉法人やNPO法人、営利企業などへ働き掛け、就労訓練ができる場の確保に努めます。

目 標 項 目		現 状 (H26)	目 標 (H32)	目 標 (H37)
1	関係機関との調整会議	12回/年	15回/年	18回/年
2	相談員の設置人数	3人	4人	4人
3	就労支援員の設置人数	2人	2人	2人

《 関連する計画 》

御前崎市地域福祉計画

政策：信頼される医療体制の確立

施策 3-5-1

広域での診療体制づくり

《 施策の方針 》

地域医療構想により、医療機能の明確化・機能分化により、市内の医療機関での対応が困難な高度急性期医療や専門的治療などが必要になった場合、適切な医療機関での受診・受療ができるように、中東遠医療圏内外の医療機関との連携を図ります。また回復期、慢性期に移行した患者を受け入れ、住み慣れた地域での在宅療養へ安心して移行できるように支援します。

《 現状と課題 》

現 状

- ・ 地域医療の充実、質の高い医療、患者サービスの向上など、さまざまな取り組みを行ってきましたが、常勤医師の不足が慢性化しているなどの影響で、高度急性期医療や専門的治療を提供することが難しく、特に休日夜間の救急診療での対応は非常に厳しい状況が続いています。

課 題

- ・ 常勤医師の確保が難しい状況が続いているなかにおいても、市民にとって安全・安心な医療を受けることや、必要な時に必要な医療を受けられるように、これからも中東遠医療圏内外の医療機関との連携を維持・強化していく必要があります。
- ・ 最適な医療機関での治療が必要な時、速やかな転院と切れ目のない診療をするため、カルテの記録や画像などの患者情報を、安全・安心に提供し合える地域連携ネットワークシステムの活用を促進する必要があります。

《 施策の柱・目標 》

1. 広域での医療機関との連携維持強化

- ・ 高度急性期医療、専門的治療などが必要な場合には、適正な医療機関への紹介により必要な治療が受けられるよう、中東遠医療圏内外の医療機関との連携を維持強化します。
- ・ 他の医療機関で治療を終え、回復期・慢性期に移行した患者を市立御前崎総合病院が受け入れることにより、安全・安心な医療を提供していきます。

2. 地域連携ネットワークシステム（ふじのくにねっと）利用の推進

- ・ 連携医療機関に対し、治療に必要な患者情報を安全かつ迅速に伝達することができ、適切な医療を安心して受けることができるよう、ふじのくにねっとの利用を推進します。

目標項目		現状 (H26)	目標 (H32)	目標 (H37)
1	紹介率（他院から当院へ紹介状を持って受診した患者割合）	33.6 %	34.0 %	35.0 %
2	逆紹介率（当院から他院へ紹介した患者割合）	32.1 %	33.0 %	34.2 %
3	開示件数（ふじのくにねっとによる速やかな転院ができた件数）	159 件/年	185 件/年	195 件/年
4	参照件数（ふじのくにねっとによる速やかな転院ができた件数）	210 件/年	230 件/年	250 件/年

目標 1・2 相互連携による安全・安心な医療を受けた割合。紹介率、逆紹介率について、患者を互いに紹介することにより、当院と他医療機関との間での連携が機能している程度を表す値。

紹介率：（「文書による初診患者数」＋「救急車搬送患者数」）／「初診患者数」。

逆紹介率：「紹介状提供数」／「初診患者数」。

目標 3 ふじのくにねっとを利用して情報を相手医療機関に開示した件数。

目標 4 ふじのくにねっとを利用して他医療機関の情報を参照した件数。

政策：信頼される医療体制の確立

施策 3-5-2

地域医療の確保と連携強化による医療体制づくり

《 施策の方針 》

市立御前崎総合病院と地域の開業医などの医療機関が連携・役割を分担することにより、市民が切れ目のない医療を受けられる診療体制を構築します。

《 現状と課題 》

現 状

- ・ 本市における社会環境や交通環境などから、医師や医療関係者の確保は大変困難な状況にあります。
- ・ 開業医の高齢化など将来的には、医療機関の減少も危惧される状況にあります。

課 題

- ・ 医療機関の充実と医師を確保することにより、市民が安全・安心な医療サービスを受けることができる環境を構築することが求められています。
- ・ 各医療機関などの連携を密にし、切れ目のない医療サービスの提供が必要とされています。

《 施策の柱・目標 》

1. 診療所等開設資金支援事業補助金制度による医療機関の確保、および

家庭医療センター開設による医療サービス環境の整備

- ・ 市内に新たに開業しようとする医師や既存の開業医で施設の拡張をしようとする医師などに対し、診療所などの整備に係る資金を補助することにより、医師の開業・拡張を支援、および家庭医療センター開設により、本市の地域医療の確保を図ります。

2. 市立御前崎総合病院と地域の診療所および行政の連携強化

- ・ 各医療機関が持つ機能により、連携や役割を分担し、切れ目のない医療が受けられる診療体制を構築します。
- ・ 少ない医療資源を有効に活用できるよう、市民自身が病院へのかかり方への認識を深めることも必要なため啓発普及を図ります。

目 標 項 目		現 状 (H26)	目 標 (H32)	目 標 (H37)
1	1 診療所あたりの人口	3,780 人	3,000 人	2,800 人
2	総合病院・地域診療所および行政との連携会議の開催	—	2 回/年	2 回/年

目標 1 人口規模に対して、必要な診療所数を確保するための目標指数。



政策：信頼される医療体制の確立

施策 3-5-3

子どもからお年寄りまで安心できる病院体制

《 施策の方針 》

市立御前崎総合病院は、地域医療の中核であり、市民に信頼される病院として、健全な経営に取り組めます。市民に安心される医療、看護、介護を継続するために医療環境の整備と職員の確保に努めます。

《 現状と課題 》

現 状

- ・ 地域住民の安心を担う中核病院として存続していけるよう、病院としての中長期計画を部門別に策定し、医療の質の向上、コスト削減に取り組んでいます。
- ・ 医師、看護師など専門的人材の確保のため、新聞広告、ホームページ、コンサルタント委託などで職員募集案内を行っています。
- ・ 施設の設備や機器など長年の使用により老朽化し、メンテナンス費用が増加しています。

課 題

- ・ 赤字が増加傾向であるため、経費の削減を図る必要があります。
- ・ 老朽化する施設の設備や医療機器を更新する必要があります。
- ・ 医師、看護師、介護福祉士が不足しているため、将来、医療関係を目指す学生を積極的に確保する必要があります。
- ・ 人材確保のため、遠方の学生でも実習しやすいように、環境整備をする必要があります。

《 施策の柱・目標 》

1. 健全な病院経営

- ・ 医療の質の向上およびコスト削減の取り組みとして、病院の中長期計画を策定し、部門ごとに目標を定め、取り組みます。
- ・ 院内で情報の共有を図るとともに進ちょく状況を確認します。
- ・ 安心した医療と介護を行うため施設を整備します。

2. 医師・看護師・介護福祉士確保のための奨学金制度の充実

- ・ 安全・安心・信頼される医療を継続していくためには、医師や看護師、介護員の確保と定着化が必要不可欠となるため、将来医師、看護師、介護福祉士の業務に従事しようと志す人に対し、制度を周知し、修学資金を貸与することにより、市立病院への医師、看護師、介護福祉士の確保を図ります。

3. 実習生を受け入れできる環境づくり

- ・ 実習生が利用する職員宿舍のリニューアルなどを行い、住環境を改善し、職員確保につなげます。

目 標 項 目		現 状 (H26)	目 標 (H32)	目 標 (H37)
1-1	経常収支比率	92.2 %	96.2 %	96.2 %
1-2	施設・機器整備率	—	50 %	100 %
2-1	医師 奨学金貸与件数（新規）	1 件	2 件	2 件
2-2	看護師 奨学金貸与件数（新規）	8 件	4 件	4 件
2-3	介護福祉士 奨学金貸与件数（新規）	3 件	2 件	2 件
3	職員宿舍整備率	14.3 %	50.0 %	100 %

目標 1-1 経常収支比率：病院事業収益／病院事業費用。目標は公立病院改革ガイドラインにおける目標数値例（100 床以上 200 床未満、公立病院（一般病院全体）H27.8.10 現在）平成 28 年度までに御前崎版を策定予定。

目標 1-2 施設・機器整備率（単位：％） 病院および総合保健福祉センターの施設整備（工事）、機器更新率（全 18 件）

目標 2 奨学金貸与件数：年度別、新規貸与者数

目標 3 職員宿舎整備率（単位：％） 職員宿舎のリフォームした部屋の整備率。（全 28 部屋）※2 部屋を 1 部屋に ※医師用 4 部屋、保育所は除く

《 関連する計画 》

市立御前崎総合病院中長期計画



政策：生涯スポーツの推進

施策 3-6-1

生涯を通じた体づくり

《 施策の方針 》

生涯を通じて健康な体をつくるために、基礎体力の向上に取り組むことは大切なことです。幼少期から基礎体力の向上を目指し、併せて誰でもスポーツを気軽に、継続して取り組める環境をつくり、健康な体づくりを推進します。

《 現状と課題 》

現 状

- ・ 近年においてライフスタイルが変化するなか、市民一人一人が年齢、体力、目的に応じたスポーツに取り組めるよう、スポーツ推進員を中心として、気軽に体を動かすことができる軽スポーツの教室や大会の開催を行ってきました。

課 題

- ・ 幼児期においては、遊びを通して体を動かすことの喜びや、運動することの楽しさを経験する機会の提供が必要となってきます。
- ・ 誰でも気軽に行うことができる軽スポーツを普及させるため、教室や大会を一層充実していく必要があります。

《 施策の柱・目標 》

1. 幼児期からの体幹づくり

- ・ 幼児期から運動を身近に感じることができる環境を整え、基礎体力の向上を図ります。

2. 運動を楽しく継続できる環境づくり

- ・ 誰でも気軽に運動できる機会を提供し、体力維持を図ります。

目 標 項 目		現 状 (H26)	目 標 (H32)	目 標 (H37)
1	幼児を対象としたスポーツ教室の開催	0回/年	3回/年	5回/年
2	軽スポーツを取り入れた教室・大会への参加者数	258人/年	280人/年	300人/年

目標2 ソフトバレーボール教室および大会、ファミリーバドミントン教室および大会への参加者人数。

